

平成 14 年度
包括外部監査報告書の概要

東京都包括外部監査人

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

包括外部監査結果報告の概要

1 監査の対象とした監査のテーマ

(1) 道路の建設・管理運営について

対象局：建設局

(2) 都市公園等の整備管理運営について

対象局：建設局

(3) 監理団体の受託業務等の管理運営について

対象団体：財団法人東京都公園協会、財団法人東京都動物園協会、
財団法人東京都駐車場公社、

2 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	遠藤矩夫	公認会計士	二宮淑浩
公認会計士	大竹栄	公認会計士	萩野眞司
公認会計士	大坪秀憲	公認会計士	原田征久
公認会計士	児玉卓也	公認会計士	橋本宗男
公認会計士	嶋矢剛	公認会計士	藤宮滋雄
公認会計士	相馬隆行	公認会計士	松澤進彦
公認会計士	園マリ	公認会計士	山下康彦
公認会計士	仙波春雄	公認会計士	鷲澤克栄
公認会計士	竹内誠	会計士補	山田義浩
公認会計士	田中淳将		
弁護士	湯川将		
税理士の資格を有する者	清水厚子	税理士の資格を有する者	沈賢伊
一級造園士・樹木医	福成敬三	一級造園士	松田武彦
僧侶	尾谷卓一		
Enrolled Agent	成田元男		

3 監査実施期間

平成14年6月26日から平成14年10月25日まで

4 テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
道路の建設・管理運営	3	42	45
都市公園等の整備管理運営	1	56	57
監理団体の受託業務の管理運営	8	34	42
合計	12	132	144

目 次

道路の建設・管理運営について	1
第 1 章 監査の概要	2
1 監査の種類	2
2 監査の対象	2
第 2 章 道路の建設・管理運営の監査の結果	3
1 総括的施策に関する意見	3
意見(1-1) 都の都市計画道路整備	3
意見(1-2) 道路渋滞の経済的損失	3
意見(1-3) 国への補助要望と連携強化	3
意見(1-4) 効率的・機動的な道路事業の推進	3
意見(1-5) 都市計画道路の見直し	4
意見(1-6) 都市計画道路の建築制限の緩和	4
意見(1-7) 道路防災点検および橋梁点検に基づく道路施設の予防型維持管理への 転換	4
2 用地関係に関する意見	4
意見(1-8) 収用基準に準拠した収用と基準の見直し	4
意見(1-9) 都市計画事業認可件数と事業計画期間の短縮化	5
意見(1-10) 代執行の運用	5
意見(1-11) 土地取得に関する補償額と適正な評価	5
意見(1-12) 移転資金貸付金の長期延滞者への措置	5
意見(1-13) 債権回収会社を利用した場合の適切な処理	5
意見(1-14) 事業予定地の有効活用	5
意見(1-15) 代替地の有効利用	6
意見(1-16) 先行取得地の早期事業化	6
意見(1-17) 用地取得業務従事者の育成	6
3 道路建設に関する意見	6
意見(1-18) 道路建設箇所の重点化による開通促進	6
意見(1-19) 事業の進捗管理	6
意見(1-20) 事業費の増加とその原因分析	7
指摘(1-1) 事業費の追加とそのチェック体制	7
意見(1-21) 事業推進のための柔軟な対応と早期事業の展開	7
意見(1-22) 交差点すいすいプランの事業促進	7
意見(1-23) 事業化にあたっての事前評価の重要性と事後評価による改善策の 実施	8
意見(1-24) 東京都板橋四ツ又駐車場の増収策の実施	8
意見(1-25) 日照障害による費用の負担	8
意見(1-26) 道路工事の事前評価と事後評価の実施	8
意見(1-27) 苦情等の総括的処理	8
4 道路管理に関する指摘と意見	9
意見(1-28) 道路敷地構成図の作成・整備	9

意見(1-29)電線類地中化計画の見直し	9
指摘(1-2)物品の実地棚卸の必要性	9
意見(1-30)測量用距離計の有効利用	9
指摘(1-3)看板等の道路占用の適正化のより一層の推進	10
意見(1-31)看板等の不法占用の改善と占用料の徴収	10
意見(1-32)占用許可に係る処理日数の短縮化	10
意見(1-33)駐車場整備基金の利用実績の目標達成と制度のあり方の検討	10
5 街路樹に関する意見	10
意見(1-34)街路樹の計画的な育成	10
意見(1-35)街路樹の景観の維持と剪定	11
意見(1-36)街路樹委託剪定業者の評価	11
意見(1-37)造園工事の契約年数	11
意見(1-38)街路樹剪定等のあり方に係わる研究	11
意見(1-39)街路樹の樹種選定	11
意見(1-40)環境に応じた樹形等の完成	11
意見(1-41)低木植樹の手入れ	12
意見(1-42)歩道の整備	12

都市公園等の整備管理運営について 13

第 監査の概要 14

1 監査の種類	14
2 監査の対象	14

第 都市公園等の整備管理運営の監査の結果 15

1 公園の整備にかかる意見	15
意見(2-1)震災時利用計画の早期策定	15
意見(2-2)庭園等の価値ある保全	15
意見(2-3)バリアフリーの案内板等の設置	15
意見(2-4)乗り場の段差解消	15
意見(2-5)車椅子利用者用のエレベーター等	16
意見(2-6)公園整備に係る目標の見直し	16
意見(2-7)公園整備費のコスト削減計画の検討	16
意見(2-8)未開園公園の利用の促進	16
意見(2-9)公園事業の重点化	16
意見(2-10)公園事業用地取得収束箇所の取組み	17
意見(2-11)公園用地取得の促進	17
意見(2-12)小規模開園地の有効利用	17
意見(2-13)公園整備の進め方	17
意見(2-14)野山北・六道山公園の整備の促進	18
意見(2-15)民間資金導入の検討	18
2 公園の維持管理に係る指摘と意見	18
意見(2-16)効果的な公園管理業務の推進	18
意見(2-17)公園の入園料、開園時間の見直し	19
意見(2-18)公園の施設改善の指導	19

意見(2-19)民間の経営管理手法の導入	19
意見(2-20)庭園相互間の連携の強化と入園者の増加策	19
意見(2-21)利用料金制導入の検討	19
意見(2-22)発生主義会計を想定した都職員の退職手当給付費用相当額を含めた管理費の算定	20
指摘(2-1)収入状況のチェック	20
意見(2-23)収入・納金のデータ化	20
意見(2-24)領収証の発行元の統一	20
意見(2-25)報告書類の簡素化等	20
意見(2-26)消費税込みの周知方法の検討	21
意見(2-27)地方独立行政法人化の検討	21
意見(2-28)貸借対照表の継続的作成	21
意見(2-29)損益計算書等の作成	21
意見(2-30)財務諸表上の問題点	21
意見(2-31)公園施設使用料の地価等との比較	22
意見(2-32)入園者の増加対策	22
意見(2-33)適正な入園料の徴収	22
意見(2-34)有料公園等の時間延長等	22
意見(2-35)枯木等の伐採等の検討	22
意見(2-36)長期間工事の占用期間の見直し	23
意見(2-37)公園の情報公開等	23
意見(2-38)来園者の期待に添う必要最小限の管理	23
意見(2-39)庭園造り	23
意見(2-40)庭園内樹木等の適切な剪定のあり方	23
意見(2-41)庭園の維持管理	24
3 都市緑化・造園に係る意見	24
意見(2-42)公園等の植物管理	24
意見(2-43)診断・目標設定	24
意見(2-44)間伐の計画的実施	24
意見(2-45)巨木の育成	24
意見(2-46)積極的な広報活動	24
意見(2-47)新規植栽への指導と植替えについて	25
意見(2-48)設計業者やコンサルタントの選定	25
意見(2-49)日本庭園の仕上方、見せ方	25
意見(2-50)都民参加の推進	25
4 霊園に係る意見	25
意見(2-51)管理料の改定の検討	25
意見(2-52)「事業別収支計算書」の作成	26
意見(2-53)中期もしくは長期的な事業計画	26
意見(2-54)区部霊園の再生	26
意見(2-55)樹木の剪定のあり方	26
意見(2-56)案内板の設置	26

監理団体の受託業務等の管理運営について.... 27

第 監査の概要	28
---------	----

1	監査の種類	28
2	監査の対象	28
第	監理団体の受託業務等の管理運営の監査の結果	29
1	財団法人東京都公園協会	29
1	受託事業および会計処理に係る指摘と意見	29
指	摘(3-1) 管理外現金の取扱い	29
指	摘(3-2) 預金の会計処理	29
意	見(3-1) 預金の残高証明書	29
指	摘(3-3) 器具備品等の財産管理	29
指	摘(3-4) 消耗備品の取扱い	30
指	摘(3-5) 資本的支出と収益的支出の会計処理	30
指	摘(3-6) 設計料の会計処理	30
意	見(3-2) 退職給付会計の検討	30
意	見(3-3) 会計方針の見直しと計画的・規則的な会計処理	30
意	見(3-4) 競争入札の透明性等の確保	31
2	関連事業に係る意見	31
意	見(3-5) ご意見箱の増設	31
意	見(3-6) 文庫本の販売促進	31
意	見(3-7) 出版物の企画の強化	31
意	見(3-8) 事業収益の改善と間接費の配賦計算等の見直し	32
2	財団法人東京動物園協会	32
1	受託事業および会計処理に係る意見	32
意	見(3-9) 勘定科目(内訳)総合表の作成	32
意	見(3-10) 退職給付会計の採用と過去勤務債務の償却	32
意	見(3-11) 適格退職年金制度基金の運用	32
2	関連事業に係る意見	33
意	見(3-12) 「どうぶつと動物園」の活用化	33
意	見(3-13) 園内案内の効果的な掲示	33
意	見(3-14) 年間パスポートおよび共通パスポートの導入など	33
意	見(3-15) レストランの効率的な誘導	33
3	財団法人東京都駐車場公社	34
1	受託事業および会計処理に係る指摘と意見	34
意	見(3-16) 道路管理受託事業損益の改善	34
意	見(3-17) 施設改修費充当金について経営成果が反映される仕組みの検討	34
意	見(3-18) 都営駐車場の利用環境の改善と収益向上	34
意	見(3-19) 固有職員の退職給与債務	34
意	見(3-20) 管理受託部門の退職金相当額の費用計上	35
意	見(3-21) 退職給付債務の会計処理	35
意	見(3-22) 派遣職員の退職給付債務	35
意	見(3-23) 共通経費処理の合理化	35
指	摘(3-7) 駐車場建設基金の科目掲記の見直し	35
指	摘(3-8) 都営駐車場事業特別会計の科目設定の見直し	36
2	関連事業に係る意見	36
意	見(3-24) 駐車場情報の提供と事後評価システムの確立	36

意見(3-25)	「s-park」システムの広報活動の拡充.....	36
意見(3-26)	業務量変動への対応体制と受注の確保.....	36
意見(3-27)	試験依頼の拡大化対策	36
意見(3-28)	前受金の処理	37
意見(3-29)	新宿西口地下広場等の有効利用	37
意見(3-30)	環境広告スペース貸出しの直接経費を補償し得る収入の改善	37
意見(3-31)	環境広告スペース貸出しの掲出規制の緩和と増収対策.....	37
意見(3-32)	自転車駐車場運営の収益の改善	37
意見(3-33)	駐車場ごとの損益管理の見直し	38
意見(3-34)	直営駐車場事業の再構築.....	38

道路の建設・管理運営について

第 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に基づく包括外部監査

2 監査の対象

「道路の建設・管理運営について」

第 道路の建設・管理運営の監査の結果

1 総括的施策に関する意見

意見(1-1) 都の都市計画道路整備 (本文17頁)

道路整備の実際の施策における具体的な実施内容とその成果が判りにくいものとなっている。

このため、道路整備にあたっては、交通渋滞の影響による問題点と改善策との関連をより明らかにして、優先度の高いものから進めるべきである。

意見(1-2) 道路渋滞の経済的損失 (本文19頁)

都は道路の渋滞等による経済的損失を4兆9,000億円と試算している。

投資の直接的な効果(たとえば、有料道路の費用補償計算の維持)だけでなく、現実に発生している経済的損失の抑制をも配慮した費用対効果計算を行われたい。

意見(1-3) 国への補助要望と連携強化 (本文19頁)

道路の渋滞の解消は、東京都だけでなしえるものでなく「経済的負担が大きく、実施には限界がある」ので、国に対して経済的損失の事実等を十分に説明し、道路整備に係る国の補助助成を強く要請するなどして、道路等事業を促進されたい。

意見(1-4) 効率的・機動的な道路事業の推進 (本文20頁)

効率的で機動的な道路事業の推進のための方策として、関連する部署が一体となった推進体制の整備や、用地取得事務の監理団体への委託化などについて検討されたい。

意見(1-5) 都市計画道路の見直し (本文23頁)

昭和21年に計画決定された道路のうち、現在まで未整備の道路については、都市環境の変化を十分に考慮し、将来の都市構想を再構築したうえで、有効な道路を再検討すべきである。

特に概成外の計画道路については、今後の事業化がいつになるか不明なもの(重要性の低いもの)については、その必要性を十分に見直し、都市計画を再検討されたい。

意見(1-6) 都市計画道路の建築制限の緩和 (本文24頁)

都市計画道路のうち、将来の整備時期が明示されていない路線については、現在行っている規制緩和について、住民が利用できるように、さらに踏込んだ規制の緩和について検討されたい。

意見(1-7) 道路防災点検および橋梁点検に基く道路施設の予防型維持管理への転換 (本文27頁)

首都東京における道路施設の適正な管理は、国家の基盤を維持するものである。橋梁、トンネル、舗装など各種道路施設においては、それぞれの連携がとれたデータベースシステムの構築と都民の要望を十分に反映できる道路アセットマネジメントシステムの構築に早急に取組まれたい。

2 用地関係に関する意見

意見(1-8) 収用基準に準拠した収用と基準の見直し (本文28頁)

道路の供用が遅れているものについて、「土地収用制度適用基準」に従って、収用をすみやかに実施されたい。

さらに、収束の促進を早められるように、土地収用制度適用基準について、現行の「6年を経過し、かつ用地取得率が90%を超えたとき」から、

経過年数の短縮(例:5年)

用地取得率の引下げ(例:80%)

を行うよう検討されたい。

意見(1-9) 都市計画事業認可件数と事業計画期間の短縮化 (本文35頁)

用地の取得が複数の箇所に行われていることによって、完成が遅れている箇所がある。そこで、同時並行して行っている事業箇所数を調整したり、事業計画期間を短縮する工夫などを検討して事業の促進を図られたい。

意見(1-10) 代執行の運用 (本文36頁)

明渡裁決後、物件の所有者が義務を履行しなかったときには、「代執行の時宜にかなった適切な運用」が望まれるので、必要な土地の早期取得のため、その実施を検討されたい。

意見(1-11) 土地取得に関する補償額と適正な評価 (本文40頁)

補償に関し、起業者(東京都)の当初見積額が、土地所有者、関係人ごとの補償額の下限になることは、土地収用法第48条3項の解釈上やむを得ないが、極端な過払いが生じないような仕組みを検討されたい。

意見(1-12) 移転資金貸付金の長期延滞者への措置 (本文42頁)

延滞した移転資金貸付金について、担保物件の競売や、強制執行(差押え)による回収は、本来の公共事業への影響を考慮して慎重な対応がされてきたが、競売等の手段を実行することを含めて、積極的に活用することを検討されたい。

意見(1-13) 債権回収会社を利用した場合の適切な処理 (本文42頁)

長期未回収の移転資金貸付金に関して、民間の債権回収会社を利用して回収していく場合には、事実上、回収が困難な状態にあることが判明した時点で、その旨報告を受け、適切に処理することを検討されたい。

意見(1-14) 事業予定地の有効活用 (本文44頁)

道路事業予定地で活用されていないものがある。

現状のままでは法令や規則等の限界があることから、財務局を含む関連部局と調整のうえ事業予定地の一層の有効活用を検討されたい。

意見(1-15) 代替地の有効利用 (本文45頁)

将来において代替地としての需要があるものと見込まれる土地のうち、売払いまでの期間が長期に及ぶものについては、実際に売却されるまでの期間、積極的に有効利用するよう検討されたい。

意見(1-16) 先行取得地の早期事業化 (本文46頁)

先行取得地の管理コストの最小化に努めるとともに、既に一部用地が確保されている路線は、早期に事業化を図られたい。

意見(1-17) 用地取得業務従事者の育成 (本文48頁)

業務に関する知識および経験を蓄積させるとともに、効率的な用地取得を実施するため、用地取得業務従事者の育成について積極的に検討されたい。

3 道路建設に関する意見

意見(1-18) 道路建設箇所重点化による開通促進 (本文49頁)

多数の路線を同時並行的に建設を進めているため、各々の路線の完成に長期間を要している。そこで、道路建設の事業箇所を優先的・重点的観点から絞込みを行って、供用を促進するよう検討されたい。

意見(1-19) 事業の進捗管理 (本文52頁)

事業の執行にあたっては、完成時期および年度目標を厳しく設定し、一旦、決めた目標は必ず達成するよう「目標管理による進捗度管理」を徹底するよう検討されたい。

意見(1-20) 事業費の増加とその原因分析 (本文55頁)

計画段階において、内部で十分に検討したとしても、外部の意見調整が必要なことが、多々、存在するので、今後は、環境の問題を含めて関係者と事前に十分に意見の交換を行っておくことが必要である。

大幅な事業費の変更(増額)については、強い問題意識をもつことと同時に、増加した原因分析を十分に行い、事業管理者として予算節減と事業期間短縮を図られたい。

指摘(1-1) 事業費の追加とそのチェック体制 (本文55頁)

環5の2(南)の「溝田橋架替バイパス水路工事費」の予算858百万円が追加されるなど、計画内容の検討が不十分である。事業計画内容をチェックする仕組みが十分に機能していなかったことが原因と思われるので、チェックする仕組みの設置を検討されたい。

意見(1-21) 事業推進のための柔軟な対応と早期事業の展開 (本文57頁)

計画道路の事業推進について、マンション等で用地取得が難航した場合において、道路の交通開放に支障がないときには、当面、マンション等を残したまま整備するなど柔軟な対応ができるように検討されたい。

意見(1-22) 交差点すいすいプランの事業促進 (本文58頁)

交差点すいすいプランは、元来短期間に、かつ緊急性を伴う改良事業であるから、優先度の高いものから順次、あるいは、着手容易な箇所から順次、手がけるなどして、計画年度を前倒して全体の完成・進捗を早めるよう、事業の促進を検討されたい。

意見(1-23)事業化にあたっての事前評価の重要性と事後評価による改善策の実施 (本文61頁)

東京都板橋四ツ又駐車場は、需要予測が極めて甘かったのではないかと推測される。市場調査および需給予測による事前評価だけでなく、営業面からの採算性についても検討すべきであった。

今後は、事前評価を適切に行うとともに、事後評価を実施し、改善策を講じるべきと考えるので、事業化にあたっての評価のあり方について検討されたい。

意見(1-24)東京都板橋四ツ又駐車場の増収策の実施 (本文62頁)

東京都板橋四ツ又駐車場の管理委託は、結果として、他の都営駐車場の収益で赤字を補填している。

東京都板橋四ツ又駐車場については、収益の増加につながる具体的な方策を検討されたい。

意見(1-25)日照障害による費用の負担 (本文63頁)

日照障害による住民(住屋)への影響とその費用負担については、「申請主義のため、申請のない者には費用の負担をしていない」という、問題が発生している。

工事完了後対象となる住民に対して工事の影響を、直接に説明すること等により、住民側が正当に費用負担が受けられるようにするのが行政側に求められる姿勢と考えるので、その対応について検討されたい。

意見(1-26)道路工事の事前評価と事後評価の実施 (本文64頁)

今後、工事計画前の費用対効果と、供用開始後の実需要(実際の利用状況)とを明らかにしていくことを検討されたい。

意見(1-27)苦情等の総括的処理 (本文65頁)

住民対応のノウハウの蓄積および事業執行の改善のため、各部・事務所に寄せられた苦情・陳情については、必要な情報を総務部で集約し、それを他の部所へフィードバックするようなシステムを検討されたい。

4 道路管理に関する指摘と意見

意見(1-28) 道路敷地構成図の作成・整備 (本文67頁)

道路台帳の整備については、「道路台帳平面図」および「地下埋設物台帳平面図」は、ほぼ100%整備済みであるが、「道路敷地構成図」は整備途中(48.6%)である。

したがって、「道路敷地構成図」を計画的に整備されたい。

意見(1-29) 電線類地中化計画の見直し (本文69頁)

地中化計画の途中変更は、国の方針に従った処置であるが、変更後の計画は実績と乖離している。新計画が実現不可能な計画であるならば、当該計画については現実的な計画に見直すことが望ましいので、実現可能性のある計画を、改めて立案されたい。

指摘(1-2) 物品の現地棚卸の必要性 (本文70頁)

台帳と現物の不一致を防ぐためにも、今後は、物品台帳の適切な記載と現物の確認を必ず実施されたい。

また、照合を円滑に進めるためにも、備品への管理番号等の貼付を徹底されたい。

意見(1-30) 測量用距離計の有効利用 (本文71頁)

測量用距離計を各建設事務所で保有しているが、利用度は低いので、今後の新規取得および買替えにあたっては、数箇所の事務所で共同使用することを検討すべきである。

指 摘（1 - 3）看板等の道路占用の適正化のより一層の推進（本文74頁）

都道等を占有している看板のまだ約4万3千件が申請されていないこと、また、これらのうち、減免対象を除く物件について約15億円の収入調定ができていない。
占有許可の申請を促進することにより、不法占有の早期改善および徴収すべき道路占有料の徴収に努められたい。

意 見（1 - 31）看板等の不法占有の改善と占有料の徴収（本文74頁）

看板の不法占有の改善を図るため、不法占有対策の実施を検討されたい。
また、未納占有料については、使用料等の徴収の私人への委託の活用により、効率的な債権管理を行うことを検討されたい。

意 見（1 - 32）占有許可に係る処理日数の短縮化（本文75頁）

所要の事務手続の改善等を行うことにより、道路占有許可申請書受理から許可までの期間を短縮し、もって占有許可申請者に対するサービスを改善する必要があると考えるので、事務手続の簡素化について検討されたい。

**意 見（1 - 33）駐車場整備基金の利用実績の目標達成と制度のあり方の検討
（本文78頁）**

駐車場整備基金の利用実績の目標を達成するよう努力されたい。
そのうえで、平成14年、15年度（2年間）の目標台数の達成が実績として表れなければ、都と区で協議を行い、廃止を含めて制度のあり方を検討されたい。

5 街路樹に関する意見

意 見（1 - 34）街路樹の計画的な育成（本文82頁）

都民の税金と時間をかけた財産である街路樹に対して、厳しい財政状況の中でも、より一層、適正な管理が行われるよう、予算の配分について、十分に検討されたい。

意見（1 - 35）街路樹の景観の維持と剪定（本文 8 2 頁）

東京都の街路樹をみると見映えにおとる街路並木が多く見られる。
街路並木の景観をよりよく形つくっていく視点から「剪定のあり方」を見直すことを検討されたい。

意見（1 - 36）街路樹委託剪定業者の評価（本文 8 3 頁）

街路樹等の剪定における委託業務の発注においては、委託業者の技術評価を考慮することを検討されたい。

意見（1 - 37）造園工事の契約年数（本文 8 4 頁）

街路樹の剪定については、価格という価値を主に選ばれる単なる入札制ではなく、技術力が高く信頼のできる業者を選定し、継続して 3 年以上の複数年契約が可能な方策が望ましいと考えるので、検討されたい。

意見（1 - 38）街路樹剪定等のあり方に係わる研究（本文 8 5 頁）

管理予算に応じた街路樹剪定の適切なあり方について、単に頻度の増減等で済ますことなく、海外、他府県の事例等についても調査し、研究を適切に行い、反映することが望まれるので、検討されたい。

意見（1 - 39）街路樹の樹種選定（本文 8 6 頁）

樹木の特性、植栽の基盤調査、植樹帯の幅員の検討、交通量等の樹木環境調査をして、「適否判定基準」等を設けることを検討されたい。そのうえで、住民説明時に明確に説明できるようにされたい。

意見（1 - 40）環境に応じた樹形等の完成（本文 8 7 頁）

自然樹形を生かした植樹帯、曲面刈込み、角型刈込み、列植型等、各地域の環境に馴染むような配慮と、樹木の特性を十分に考慮した植栽設計手法を確立し、柔軟な対応ができるように、検討されたい。

意見(1-41) 低木植樹の手入れ (本文87頁)

地域住民の協力等をも考慮に入れた低木植樹類の手入れと維持管理方法を検討されたい。

意見(1-42) 歩道の整備 (本文88頁)

多摩地域では、区部に比較して、幅員が2m以上ある歩道の整備が遅れており、また都心部においても、駅前等では人のとどまる空間が少ない状況にある。

現状の幅員構成の中においても、植樹帯の見直しやデッドスペースの有効活用を行うことで、歩行空間の確保を図ることができると考えるので、検討されたい。

都市公園等の整備管理運営について

第 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に基づく包括外部監査

2 監査の対象

「都市公園等の整備管理運営について」

第 都市公園等の整備管理運営の監査の結果

1 公園の整備にかかる意見

意見(2-1) 震災時利用計画の早期策定 (本文107頁)

都立公園の震災時利用計画(災害時の公園利用計画および管理マニュアル)は、都および東京都公園協会並びに区市町村・警察・消防などの防災関係機関が、都民と連携し、早急に策定する必要があると考えるので、検討されたい。

意見(2-2) 庭園等の価値ある保全 (本文107頁)

極めて財政の厳しい折ではあるが、整備の立遅れにより、庭園と公園において、その全体の価値を損ね、かえって不経済を招くことのないよう、一律に予算を削減するのではなく、「重点的な整備計画」の策定を検討されたい。

意見(2-3) バリアフリーの案内板等の設置 (本文109頁)

掲示板の設置とパンフレット等の配布

通行難易度が判る地図を庭園入口の掲示板に表示し、パンフレットを管理事務所に備える等により利用者が園内を気軽に散策できるようにする必要があると考えるので、その改善策について検討されたい。

簡易な修理による段差等の解消

無料公園については、段差を解消するなどにより、通行を容易にすることが可能な箇所も散見され、通行難易度を公表することが、順次難所を解消することに繋がることも期待できるので、その改善策について検討されたい。

意見(2-4) 乗り場の段差解消 (本文109頁)

上野動物園のモノレールは、ホームとモノレールの段差が約30cmとかなり高くなっており、乗降口の手すりもない状態である。

段差をできる限り少なくし、また、段差の解消と手すりを整備することが望ましいと考えるので、検討されたい。

意見(2-5) 車椅子利用者用のエレベーター等 (本分109頁)

葛西臨海水族園の車椅子利用者用のエレベーターは、展示エリアの外に作られているため、1階、2階とも展示エリア外を通過して、展示エリアに入る構造となっている。当該エレベーターは展示エリア内に設置されていることが望ましいと考えるので、その改善策について検討されたい。

意見(2-6) 公園整備に係る目標の見直し (本文111頁)

公園一人当りの面積7㎡という目標は、平成27年までのものとなっており、非常に長期にわたっていることから、一定年限において達成する面積を目標にすることも視野に入れて、新たな指標の見直しを検討されたい。

意見(2-7) コスト削減計画の検討 (本文113頁)

コスト削減計画の成功例のノウハウを蓄積し、一層のコスト削減に努めると共に、都の財政状況とコスト削減策に関する都民の理解を求め、公共性の高い公園においては、特に都民の参加を広く求めてコスト削減を進めるよう検討されたい。

意見(2-8) 未開園公園の利用の促進 (本文114頁)

都市開発資金で取得した土地の公園整備について長期間を要すものであれば関係部署と調整のうえ、都民に開放できる方策を検討されたい。

意見(2-9) 公園事業の重点化 (本文115頁)

平成14年に決定された「公園用地取得方針」に基づき、用地取得への取組みが行われているが、必ずしも取得の早期化に結実していない。

特定の用地取得に予算を集中的に投資することにより、事業効果をあげることを検討されたい。

意見(2-10) 公園事業用地取得収束箇所の取組み (本文115頁)

蘆花恒春園など残り僅かな未取得地がある公園については、未取得地があるため、全体を開園することができない公園については、地域住民の福祉の向上の観点から残り僅かな未取得用地の取得を進めることにより、開園を促進するよう努力されたい。

意見(2-11) 公園用地取得の促進 (本文117頁)

公園事業認可区域内における用地は、都市計画法上の利用制限がある。そのため、都としても、関係者の要望には事業者として対応する責務がある。

財政的に許される範囲で、できるだけ早期に買取って、開園に向けて努力していくことが望まれるので、買取りの促進を検討されたい。

意見(2-12) 小規模開園地の有効利用 (本文121頁)

篠崎公園のうち、小規模開園地については、駐車場、花壇等の有効活用を検討されたい。

意見(2-13) 公園整備の進め方 (本文121頁)

篠崎公園のなかで、公園整備が遅れている区域については、公園整備の優先区域の見直しを行い、まず、防災効果を高めることを最優先課題とし、早期取得に努力すべきであり、優先度の高い地区から取得を促進していけるよう検討されたい。

意見(2-14) 野山北・六道山公園の整備の促進 (本文122頁)

地権者の協力による緑地空間の保全

野山北・六道山公園あるいはその他の丘陵地公園においては地権者の協力を得て、民有地を開放するなどを含め、公園の整備並びに緑地空間の保全について検討されたい。

火災の予防と防火対策

野山北公園にも青年を中心とする消防団が組織されていれば、その手を借りることにし、仮に組織されていなければ、地域の自治会等の手を借りて組織を作り、ボランティアになるが、山林火災に備えていく必要があると考えるので、検討されたい。

民間による植樹の拡大と育成

一般民間人による植樹のほか、たとえば、小学生を中心に、「わたしの木、ボクの木」を植樹するのも、ひとつの方策と考えるので、検討されたい。

意見(2-15) 民間資金導入の検討 (本文124頁)

動物園・水族園の施設整備費は、宝くじ収入金にかなりの部分を依存しているのが実情であるが、一般利用者からの寄付、広告掲載を伴う民間企業の協賛など民間資金の導入方法を検討されたい。

2 公園の維持管理に係る指摘と意見

意見(2-16) 効果的な公園管理業務の推進 (本文127頁)

公園管理業務の経済性、有効性を確保するため、次のような方策が必要なので、早急にその実施につき検討されたい

- ア 公園維持管理の質の確保のため、都民との協働、民間資金の導入等の実施
- イ 各公園ごとの人件費を含む直接管理費用の計算と明確化
- ウ 公園の整備費に関する情報と合わせて、公園の管理費に関する情報を積極的に都民に提供して、都民の声を公園の運営に反映しやすくすること

意見(2-17) 公園の入園料、開園時間の見直し (本文128頁)

入園者の増加努力の一環として都民の意見、公園の現場に精通した東京都公園協会の意見を取入れ、回数券、周遊割引券の発行、特に夏季の開園時間の延長など、入園料、開園時間等につき、一定の規制緩和を早急に検討されたい。

意見(2-18) 公園の施設改善の指導 (本文129頁)

庭園、公園内の売店、飲食店を充実させ、利用者のニーズに応えるため、施設改善やサービスの向上につき検討し、施設を運営する公園協会に対して指導されたい。

意見(2-19) 民間の経営管理手法の導入 (本文133頁)

事業の継続的な見直しや改善のため、民間の経営管理手法を参考に改善を進められたい。

意見(2-20) 庭園相互間の連携の強化と入園者の増加策 (本文133頁)

9つの庭園をひとつのネットワークと考えて、相互に協力し合って、回園できるように来園者の増加策を検討されたい。

意見(2-21) 利用料金制導入の検討 (本文137頁)

現行の公園等の管理委託は「実費清算方式」であり、委託先(協会)の「経営努力の成果」は、協会の収益に反映されない仕組みになっている。

そこで「利用料金制度の導入」とともに、一定の裁量を認め、「自己責任」を持たせ、また、「成果の配分」を行うなどの一定の「インセンティブの付与」を検討されたい。

意見(2-22)発生主義会計を想定した都職員の退職手当給付費用相当額を含めた管理費の算定 (本文138頁)

公園協会の従事職員数の26%を都職員が占めており、都派遣職員の退職手当給付費用相当額の計上を行わないと、実際に管理に要している経費を把握できない。

管理上の資料として、年度毎の退職手当給付費用相当額を含めた管理費を算定することを指導されたい。

なお、動物園協会に対しても、同様に指導されたい。

指摘(2-1)収入状況のチェック (本文142頁)

内部統制の視点から言えば、協会の支社による収入の集計に関するチェックが十分に機能していない面が見られるので、是正すべきである。

意見(2-23)収入・納金のデータ化 (本文142頁)

入園料の収入、納金の手続については、収入計算書と金種別現金在高票とをPC(パーソナルコンピューター)により、自動検証できるようにし、PC上で調定収入日報を作成し、メールで都に送付することができると思うので、その改善策を検討し、公園協会に指導されたい。

意見(2-24)領収証の発行元の統一 (本文145頁)

領収証の発行元が収入金処理表については東京都、納入済通知書については東京都公園協会となっているが、同じ窓口で扱うにもかかわらず、領収証の発行元が異なっている。この状態では、混乱を招くので、統一するよう検討されたい。

意見(2-25)報告書類の簡素化等 (本文145頁)

収納報告書類については、複写式になっているが、複写で記入すべきことや手書きでなければならないことは、会計事務規則上定められていない。

必要な事務書類、事務作業を再検討し、パソコンの活用を前提にして簡素化を検討されたい。

意見(2-26) 消費税込みの周知方法の検討 (本文146頁)

歳入に関わる領収書の発行は、直営公園は「東京都」が、委託公園は「東京都公園協会」が、各々行っているが、「消費税込み」が明示されていないので、「消費税込み」である旨を記載されたい。

意見(2-27) 地方独立行政法人化の検討 (本文151頁)

「動物園の地方独立行政法人化」を、動物園事業を活性化させるための一つの方策として、積極的かつ具体的に検討されたい。

意見(2-28) 貸借対照表の継続的作成 (本文151頁)

平成12年度末で財務諸表を作成したが、平成14年3月31日現在では、作成していない。すう勢(財務数値の変化)を見ることによって、現在の財政状態を評価することができるようにするため財務諸表を継続的に作成されたい。

意見(2-29) 損益計算書等の作成 (本文151頁)

貸借対照表だけでなく、損益計算書も作成されたい。

意見(2-30) 財務諸表上の問題点 (本文151頁)

財務諸表作成上、適正な財政状態を示すためには幾つかの共通した問題点がある。今後の貸借対照表の作成時においては、以下に掲記した勘定科目について計上するよう留意されたい。

現金預金
未収入金
貯蔵品
建設仮勘定
買掛金
未払金
預り金
退職給与(付)引当金繰入額

意見(2-31) 公園施設使用料の地価等との比較 (本文153頁)

公園施設使用料について、周辺地区相場と比較検討する必要がある。

今後、公園施設使用料を改定するにあたっては、従来の原価主義の算定方式によりながらも、市場価格を調査し参考とされたい。

意見(2-32) 入園者の増加対策 (本文154頁)

庭園、動物園いずれも同じことであるが、入園者の増加対策として、スタンプラリーや複数来園者への割引制度、たとえば、年間利用のパスポート等の来園者への誘引効果の導入を検討されたい。

意見(2-33) 適正な入園料の徴収 (本文155頁)

有料庭園・植物園・水族園・動物園における有料施設の利用や撮影、占用については、入園料を徴収せず、利用料のみで入園可能であるが、公平性の観点から、一般の入園者と同様、施設の利用や撮影、占用のために入園する利用者についても入園料を徴収されたい。

意見(2-34) 有料公園等の時間延長等 (本文156頁)

有料公園等の時間延長については、積極的なPR活動を実施されたい。

九庭園については、東京都公園協会との積極的な意見交換を行い、季節に合わせた時間延長、時間短縮や休日の全面的な時間延長等の実施を含め、庭園がもっと広く利用されるよう検討されたい。

意見(2-35) 枯木等の伐採等の検討 (本文158頁)

公園の適正な維持管理のためには、倒木などの危険のある枯木および衰退した樹木は、早期に伐採し、また、必要に応じて若木の植樹を行っていく必要がある。そのためには、継続的な巡回監視体制のより一層の充実を図られたい。

意見(2-36) 長期間工事の占用期間の見直し (本文159頁)

長期間にわたる工事に関連する工作物等については、3カ月の占用期間では更新手続を頻繁に行わなければならない、申請者、許可側ともに事務処理の負担もあり、「都市公園法施行令」の改正を要する事項ではあるが、実態にあった占用期間とするよう、検討されたい。

意見(2-37) 公園の情報公開等 (本文162頁)

苦情・要望等に対しては公園側の基本的考え方をはっきり説明し、あるいは各種の情報を公開する等により住民に十分理解してもらう努力をしていくよう検討されたい。

さらに、苦情・要望等に対する合理的な対応策と苦情・要望等を日常の公園運営により、一層、活かすように検討されたい。

意見(2-38) 来園者の期待に添う必要最小限の管理 (本文165頁)

歴史的価値のある浜離宮恩賜庭園の来園者の期待に応える維持管理は必要である。たとえば、浜離宮恩賜庭園では、夏場の臭気対策として、ヘド口の除去等について対策を検討されたい。

意見(2-39) 庭園造り (本文165頁)

庭園の管理において、一種の緩衝地帯の設定を必要としているので、六義園に限らず、維持管理している庭園・公園において、適切な景観の維持を検討されたい。

意見(2-40) 庭園内樹木等の適切な剪定のあり方 (本文165頁)

都立庭園の景観に係わる問題は、どこまで庭園内の樹木を剪定する必要があるのかを含め、また、第三者を中心に構成される「専門委員会」を設置して、その意見を参考にしつつ、景観の維持等につき検討されたい。

意見(2-41)庭園の維持管理 (本文165頁)

文化財庭園の復元については、史料収集、文献調査、発掘調査に基づく専門家の緻密な検討を踏まえて、維持管理をしていくよう検討されたい。

3 都市緑化・造園に係る意見

意見(2-42)公園等の植物管理 (本文166頁)

公園管理を適正に実施していくためには、公園協会を中心として農園芸職員に対する計画的な研修を実施するなど、伝統的技能の向上を図るとともに、植物管理等に造詣の深い民間造園業者の積極的な活用を図られたい。

意見(2-43)診断・目標設定 (本文167頁)

現状を把握するために調査を実施するとともに、各公園に即した樹林形成の目標を設定し、樹林を作り上げていくことが必要と考えるので検討されたい。

意見(2-44)間伐の計画的実施 (本文167頁)

健全な樹林形成のためには、計画的な間伐が必要であると考えるので、十分に検討されたい。

意見(2-45)巨木の育成 (本文168頁)

公園のような広い場所でなくては残せないような巨木を積極的に育成し、保存することを検討されたい。

意見(2-46)積極的な広報活動 (本文169頁)

将来の樹林形成計画を広く宣伝し、都民の理解を求めていくために、より積極的な広報活動の実施を検討されたい。

意見(2-47) 新規植栽への指導と植替えについて (本文170頁)

枯損樹木が発生しないよう請負者に植栽技術の向上を図るよう指導するとともに、枯損樹木については、発生後速やかに植替えを行うか、時期によって植替えが行えない場合でも、撤去だけは行うようにされたい。

意見(2-48) 設計業者やコンサルタントの選定 (本文171頁)

庭園の設計には、要素の選択や配置等デザイン性の占める割合が非常に高く、芸術性が求められる。したがって、庭園設計において優良な設計事務所やコンサルタントが選定できるように、設計委託成績評定などの手法を十分に活用されたい。

意見(2-49) 日本庭園の仕上方、見せ方 (本文172頁)

日本庭園の見せ方を本来のあり方に近づけ、解説の仕方(よりわかりやすいパンフレット、ビデオ作成など)を工夫することが望まれる。また、小石川後樂園の唐門等については庭園鑑賞の重要な要素であり、復元に向けてより積極的に取り組むことが望まれるので、検討されたい。

意見(2-50) 都民参加の推進 (本文173頁)

公園の主役は都民であり、都民の声を聞くことが重要である。公園の計画・整備・管理運営については都民が直接、公園造りに参加し、「都民の声」を反映できるようにワークショップ方式を導入するなど、積極的に都民参加の機会を確保するよう検討されたい。

4 霊園に係る意見

意見(2-51) 管理料の改定の検討 (本文176頁)

管理料については、都立霊園には公園的機能など様々な公共的機能があり、単純に改定するわけにはいかないまでも、寺院や民間の管理料と比較して、相当程度安いとされている。管理料は、改定されたばかりでもあり、次回の改定時に、近傍類似の民間霊園等の管理料を参考として、一定の範囲内で管理料の改定を検討されたい。

意見(2-52)「事業別収支計算書」の作成 (本文179頁)

収入をもって、支出を補償する事業ではないにしても、原価管理は重要なことである。霊園ごとの収入支出を認識することによって、はじめて管理料に対応した収支見通し、経費の節約等の具体的にして、かつ、効果的な施策を検討できることになるため、霊園ごとの「事業別収支計算書」の作成を検討されたい。

意見(2-53)中期もしくは長期的な事業計画 (本文180頁)

現在実施している第三次無縁墳墓整理事業終了後もこの事業を切れ目なく継続していく必要があるので、17年度以降の中期もしくは長期的な事業計画を検討されたい。

意見(2-54)区部霊園の再生 (本文181頁)

区部霊園にある古木、巨樹や著名人のお墓を積極的に活用し、霊園利用者だけでなく、都民のほか、広く来訪者を迎えることができるような、霊園と公園が共存する空間として再生を図ることが望ましいと考えるので、具体的な方策を検討されたい。

意見(2-55)樹木の剪定のあり方 (本文181頁)

巨木の剪定については、現在でも予算の範囲内ではあるが、枯損木の処理、枯れ枝等の危険樹木の剪定のほか、周辺家屋に対する日照や落ち葉対策のため、外周部の高木を中心に剪定を行っているが、今後、霊園全体の景観維持のためにも、この業務の拡充を検討されたい。

意見(2-56)案内板の設置 (本文182頁)

すでに、霊園全体の案内板21基、各区案内板99基が設置されているが、130haの広さゆえに、墓参者も道に迷ってしまう場合がある。このため、案内板の設置位置や増設について検討されたい。

監理団体の受託業務等の管理運営について

第 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に基づく包括外部監査

2 監査の対象

「監理団体の受託業務の管理運営について」

第 監理団体の受託業務等の管理運営の監査の結果

1 財団法人東京都公園協会

1 受託事業および会計処理に係る指摘と意見

指 摘(3-1) 管理外現金の取扱い (本文202頁)

「現金扱いの預金勘定」は、「管理外現金」であるため、公園協会としては「現金扱い」にしている。しかし、あくまでも協会名義の預金であることに変わりはないので、会計上預金として扱うべきである。

指 摘(3-2) 預金の会計処理 (本文203頁)

緑化基金特別会計収支計算書(予算)において固定資産取得支出54百万円の予算をとってあるが、大科目の額が予算を超えると補正予算の承認を得る必要がある。

職員からの寄付の受入れを確認した時点で基金の積増しを行うべきで、予算の限度超過を考慮して、積増しを行うべきものではないので、寄付の受入れを認識したのち、すみやかに積増しを行われない。

意 見(3-1) 預金の残高証明書 (本文203頁)

公園協会は事務・管理の組織を東部支社と西部支社に分けて実行しており、預金管理は本社のほか東部支社および西部支社で行っているが、預金の残高証明書は、本社のみ入手している。

内部統制の一環として本社の預金と同様、残高証明書を手入して管理するよう検討されたい。

指 摘(3-3) 器具備品等の財産管理 (本文204頁)

器具備品等はラベル等を用いて番号管理を行い、定期的に棚卸しを実施すべきである。とくに、PC等持運びができる「移動可能な資産」については、原則として定期的に実地棚卸しを行い、台帳と器具備品等の照合を行うべきである。

指 摘(3-4) 消耗備品の取扱い (本文204頁)

持出可能な消耗品についても、台帳管理と定期的な棚卸しを実施されたい。たとえば、平成14年3月末にデジタルカメラ単価27,800円のもの41台を購入している。持出可能なこれら消耗品についても整理番号を付し、定期的な点検(棚卸し)を行うべきである。

指 摘(3-5) 資本的支出と収益的支出の会計処理 (本文205頁)

平成14年3月期決算において、建設仮勘定で処理されるべきものと思われる、2件について、税務上、一方は資産計上し、他方は費用として処理するという異なった取扱いをしているが、ともに建設仮勘定で処理すべきものであった。

指 摘(3-6) 設計料の会計処理 (本文205頁)

建物の設計料である資本的支出を費用処理して、自己否認を行い、他方本体(建築代金)は、通常の減価償却を行う場合、自己否認分を本体の耐用年数にわたって税務申告上、償却していくのは、事務作業上、大変な手間を要する。

設計料は本体工事と合算して、資産化されるべきものであるから、建設仮勘定に計上しておき、本体の竣工時に振替処理を行うべきである。

意 見(3-2) 退職給付会計の検討 (本文208頁)

退職給与引当金の計上基準として、従来の法人税法の規定が、期末要支給額の40%基準(残高基準)であったため、この基準を採用している。

固有職員の退職給付債務については、すべての固有職員につき、期末要支給額の100%を退職給与引当金として計上していくよう検討されたい。

意 見(3-3) 会計方針の見直しと計画的・規則的な会計処理 (本文208頁)

平成14年3月31日時点での退職給与引当金既計上額は52百万円、期末要支給額の100%は162百万円である。

この差引不足額110百万円を、平成15年3月期に引当計上することが望ましい。

意見(3-4) 競争入札の透明性の確保 (本文210頁)

予定価格と落札価格は、極めて近い数値を示している。その落札比率が95%以上のものがA庭園において13件あり、B庭園においても13件あるので、競争入札の実施に当たっては、透明性・競争性が確保されるよう、その仕組みを検討されたい。

2 関連事業に係る意見

意見(3-5) ご意見箱の増設 (本文213頁)

ホームページへの書込み欄を、一層、活用するとともに、公園の利用者層が幅広いことからホームページに限らず、庭園、公園に「ご意見箱」を増設し、利用者の意見を有効に取入れ、公園の改修等にも積極的に役立てられたい。

意見(3-6) 文庫本の販売促進 (本文214頁)

文庫の内容は、公園その他を丁寧に紹介した興味深いものであり、多くの人に見てもらうため、また、公園協会の収益向上のためにも、一般の書店(主として大手書店の店頭)や全ての庭園と公園(売店・飲食店)、都庁並びに都の関連施設においても販売することを検討されたい。

意見(3-7) 出版物の企画の強化 (本文215頁)

庭園、公園の理解者、関心を持つ者の増加並びに来園者の増加を促すためには、季節ごとにまとめると同時に、複数の庭園、公園を周りたくなる誘因策(たとえば、庭巡りの回数券付の図書の出版)を講ずる等の施策を検討されたい。

意見(3-8) 事業収益の改善と間接費の配賦計算等の見直し (本文218頁)

(1) 収益性の改善

公園協会が実施している常設売店、ケータリングカーおよび軽飲食店事業は、収益性の低い事業となっているので、公園協会は都に対して、収益性の改善に向けて、一層、努力するよう協議されたい。

(2) 間接費の配賦計算

間接費の配賦について、事業の実態を反映した適切な配賦基準を設定して行うことを検討されたい。

2 財団法人東京動物園協会

1 受託事業および会計処理に係る意見

意見(3-9) 勘定科目(内訳)総合表の作成 (本文221頁)

流動資産の現金預金を始め他の勘定科目についても、各会計別の合計一覧表を作成すれば協会が保有している総額が明確になるので、勘定科目(内訳)総合表の作成を検討されたい。

意見(3-10) 退職給付会計の採用と過去勤務債務の償却 (本文223頁)

退職給付会計を導入した場合、年金資産を責任準備金まで維持することになるので、現況で208百万円の償却(退職給付費用の計上)が必要になってくる。

退職給付会計は「退職債務に係る潜在的債務」を認識するものであり、動物園協会の財務状態を適正に把握するためにも、「退職給付会計の導入」を検討されたい。

意見(3-11) 適格退職年金制度基金の運用 (本文223頁)

適格退職年金は信託銀行と信託契約を締結し、安全性とともに一定の収益を期待した「ミドルリスク・ミドルリターンタイプ」を選択し、資産の運用を委託しているが、株式に含み損が発生している。

安全な運用を期待するならば、運用先(株式銘柄の構成比率)の見直しにつき、委託先と検討されたい。

2 関連事業に係る意見

意見(3-12)「どうぶつと動物園」の活用化 (本文224頁)

動物と動物園に対する理解を広めるため、一般への販売を拡大するなど、「どうぶつと動物園」の一層の活用を図る施策を検討し、実施されたい。

意見(3-13) 園内案内の効果的な掲示 (本文224頁)

動物園協会は、園内の案内業務を受託していることから、利用者にアンケート等を実施するなどして、園内案内の改善策などを検討し、積極的に都に対して提案されたい。

意見(3-14) 年間パスポートおよび共通パスポートの導入など (本文228頁)

動物園協会も、入園料の増収対策として、団体入園者などの更なる誘致に努めるとともに「年間パスポートおよび共通パスポートの導入」や催事並びに魚類の展示の工夫などについても、自発的な経営改善を検討・企画するなど、積極的に都に対して提案されたい。

意見(3-15) レストランの効率的な誘導 (本文228頁)

混雑時には従業員が誘導するほか、標識で各料理の受取場所を示す等、利用者がレストランをさらに利用しやすくする改善策を検討されたい。

3 財団法人東京都駐車場公社

1 受託事業および会計処理に係る指摘と意見

意見(3-16) 道路管理受託事業損益の改善 (本文237頁)

すでに給与規定の見直しを実施するなど人件費削減の努力は行っているが、集中管理の一層の充実化はもとより事務作業の機械化を実施することによって省力化の実現を図られたい。

意見(3-17) 施設改修費充当金について経営成果が反映される仕組みの検討 (本文238頁)

駐車場公社が東京都に支払う施設改修費充当金は、現在すべての駐車場で「利用料金収入の一律13%」の定率とされているので、利用料金収入の増減がより駐車場公社の収益に反映され「駐車場公社のモチベーションの向上」につながる方法が、駐車場経営として必要なことと考える。

したがって、駐車場公社は都と協議等を実施して「経営姿勢の明確化」と「経営成果の配分のあり方」を検討されたい。

意見(3-18) 都営駐車場の利用環境の改善と収益向上 (本文243頁)

駐車場公社は「八重洲・昭和通り駐車場再生プラン」を策定して、利用車数の増大を目指しているが、より積極的な経営努力で利用率の改善を図る対策を立案し、実施を検討されたい。

意見(3-19) 固有職員の退職給与債務 (本文245頁)

平成14年3月末時点での退職給与引当金既計上額は577百万円、期末自己都合要支給額の100%は600百万円である。

固有職員の退職給付債務については、期末自己都合退職金要支給額の100%を退職給与引当金として計上することが望ましいので検討されたい。

意見(3-20) 管理受託部門の退職金相当額の費用計上 (本文245頁)

管理受託部門の退職金(平成13年度の支払額6,228千円)は、現在、直営部門で負担しているが、適正な管理受託料を算出し、また、直営事業部門の適正な損益計算を確保するために、事業別損益計算上は、管理受託部門で負担するよう、会計処理の変更を検討されたい。

意見(3-21) 退職給付債務の会計処理 (本文246頁)

年金財政上の責任準備金から年金資産を控除した金額を、各会計の期末自己都合要支給額で按分した金額で、各会計において退職給付引当金として計上することが望ましいと考えるので、検討されたい。

意見(3-22) 派遣職員の退職給付債務 (本文247頁)

駐車場公社の運営に要するコストとして、派遣職員の駐車場公社在籍期間中における退職金要支給額の増加額を発生主義で把握して「適正な損益計算に基づく事業別損益等の業績評価」を可能とする必要があると考えるので、検討されたい。

意見(3-23) 共通経費処理の合理化 (本文249頁)

本社・支社ともに共通経費について、簡素で効率的な方法を検討し、改善する必要がある。

たとえば、負担割合の高い「直営駐車場事業に係る一般会計」から支払いを行い、月末ごとに一括して、各会計から振替る等の方法を検討されたい。

指摘(3-7) 駐車場建設基金の科目掲記の見直し (本文250頁)

使用目的のない駐車場建設基金という勘定科目を当時処理された形で財務諸表上の資本金および剰余金の欄にそのまま表示しておくことは、財務諸表の健全性を把握するのに適正でないため、他勘定への振替処理により財務諸表から消去するよう検討されたい。

指 摘(3-8) 都営駐車場事業特別会計の科目設定の見直し (本文250頁)

退職金過去債務収入は、過去の精算であり、本来の受託料収入とは、異なる収入であるため、科目を分けて表示すべきである。

2 関連事業に係る意見

意 見(3-24) 駐車場情報の提供と事後評価システムの確立 (本文252頁)

「s-park」事業のように公益普及事業で取上げるテーマは、公益法人として広く社会に貢献する立場から、事前に第三者の意見・要望を聴取するとともに、事後評価を適切に行われたい。

意 見(3-25) 「s-park」システムの広報活動の拡充 (本文253頁)

「s-park」システムを多くの利用者が認知できるよう、広告活動を積極的に実施されたい。また、「s-park」システムの利用者を把握する一環として、駐車場利用者に対し、クーポン券(切取って使う優待チケット)の利用などを検討されたい。

意 見(3-26) 業務量変動への対応体制と受注の確保 (本文256頁)

現在、技術系の業務について、専門ごとにグループ分けしていたものを、担当以外の業務についても対応できるように教育訓練を実施しているが、今後、これを一層充実させ、全ての業務について習熟させ、業務量の変動に弾力的に対応できる体制作りを検討されたい。

意 見(3-27) 試験依頼の拡大化対策 (本文256頁)

採算性を考慮し、現在は、センターへの持込みによる試験のみを行っているが、今後、発注者の要望が強い「すべり抵抗試験」などについて、現地での試験についても前向きに検討し、試験依頼の拡大を図ることを検討されたい。

意見(3-28) 前受金の処理 (本文257頁)

土木材料試験業務の収入計上の基準は、試験業務の完了日(成績書発行日)である。3月末での試験未了のものは、入金しても収入には計上せず、前受金として処理すべきである。

意見(3-29) 新宿西口地下広場等の有効利用 (本文259頁)

新宿駅西口地下広場の好立地を有効利用することが、管理運営者の任務である。そのために、現在諸般の事情から利用されていない日がある特定のゾーンを年末年始の休館日、工事に必要な期間を除き100%利用できるように検討されたい。

また、主催者、来場者の意見・提案等の取込みの採用の検討と行政および公的団体に対する広報活動などへの利用を積極的に働きかけていくことも検討されたい。

**意見(3-30) 環境広告スペース貸出しの直接経費を補償し得る収入の改善
(本文260頁)**

直接経費のみで収入を超過しているため、収支改善策を早急に検討することが必要である。現在7基のみとなっている掲出スペースを増やすこと等により、増収策の実施を図られたい。

**意見(3-31) 環境広告スペース貸出しの掲出規制の緩和と増収対策
(本文260頁)**

今後、「東京都屋外広告物条例」の特別許可の適用を受けるなど新しい掲出スペースの活用を検討するとともに、柱巻広告、壁面の有効活用等についても都側との協議の場を設け、実現に向けた改善を図られたい。

意見(3-32) 自転車駐車場運営の収益の改善 (本文261頁)

駐車場公社としても、各区および駐車場ごとに撤退の検討も含めて損失解消の努力をしているが、区が独自にシルバー人材センターや民間会社を利用して運営している例も多い中、駐車場公社が損失を計上してまでも行う必要があるのか、問題である。そこで、廃止を含めて抜本的な改善策を検討されたい。

意見(3-33) 駐車場ごとの損益管理の見直し (本文264頁)

丸ノ内鍛冶橋駐車場のよう、明らかに採算性はないが、都の公益的見地から、駐車場公社が運営する駐車場から発生する損失を、他の駐車場で吸収することは、駐車場ごとの適正な損益管理を妨げていることになるので、政策的に場を提供している駐車場のあり方について、損益管理が適正となるよう都と十分に協議されたい。

意見(3-34) 直営駐車場事業の再構築 (本文264頁)

近年、民間企業の経営する駐車場も多数開設されている中で、公益法人である駐車場公社は、公益上必要な駐車場事業について一層重点を置き、駐車場の管理運営を実施されたい。競争が激化する中で、駐車場事業並びに同関連事業の再構築を図り駐車場公社の事業の新たな展開を検討するよう、都と協議されたい。